

事務連絡
令和7年9月12日

都道府県タクシー協会 御中

全国ハイヤー・タクシー連合会

業務改善助成金及び人材開発支援助成金の活用について(周知)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

タクシー業に関する助成については、

- ・二種免許の取得に要する費用
- ・福祉タクシーの購入費用及びその周辺費用
- ・その他 DX 化に要する費用等が助成対象となっています。

同助成金は、全産業計では毎年2万件近く活用されているところ、タクシー業では令和4年から6年までで37件しか申請されておらず、ほぼ活用されていない状況です。

最低賃金が大きく引き上げられ、固定経費が増大するおそれがある中で、事業の必要経費のうち、公的助成制度を活用し、自己費用による支出の削減を図ることは良好な事業経営に資するものと考えております。

また、人材開発支援助成金についても二種免許取得に際し、経費助成(45%)に加えて賃金助成(1時間800円)がなされるものです。

当会では、個々の企業において業務改善助成金及び人材開発支援助成金の活用が容易となるよう、事務局において、

- ・必要な資料提供を行うほか、
- ・労働局に依頼して制度概要や申請手続などについてのオンライン説明会を開催することを予定しています。

説明会の開催については、参加希望の有無について、各都道府県協会を通じて別途ご案内することにしていきます(10月～11月頃を予定。)